



# 大津市公報

平 成 26 年 2 月 17 日  
第 2 1 4 8 号

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

<b>規 則</b>	
5	大津市民生委員法施行細則の一部を改正する規則..... 1
6	大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則..... 2
<b>告 示</b>	
22	道路の区域の変更について..... 2
23	道路の供用の開始について..... 2
30	公印の印影を縮小したものの印刷について..... 3
31	地縁による団体に係る告示事項の変更について..... 3
32	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について..... 3
33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定について..... 4
34	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 4
35	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について..... 4
36	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について..... 5
<b>公 告</b>	
	農用地利用集積計画公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
<b>企業局管理規程</b>	
1	大津市水道事業給水条例施行規程の一部改正..... 6
2	大津市ガス供給規程の一部改正..... 6
<b>消防局訓令</b>	
2	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程の一部改正..... 6
<b>教育委員会規則</b>	
1	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則..... 7
<b>監査委員規程</b>	
1	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程の一部改正..... 7
<b>選挙管理委員会規程</b>	
1	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程の一部改正..... 7

## 規 則

大津市民生委員法施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第5号

大津市民生委員法施行細則の一部を改正する規則

大津市民生委員法施行細則（平成21年規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「14人」を「12人」に改め、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第2条とする。

2 委員は、本市の区域の実情に通ずる者であって、次に掲げるもののうちから、それぞれ2人を市長が委嘱し、又は任命する。

民生委員

社会福祉事業の実施に関係のある者  
 社会福祉関係団体の代表者  
 教育に関係のある者  
 市職員  
 学識経験のある者

第6条を第5条とし、第5条を第4条とし、第4条を第3条とする。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

-----  
 大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第6号**

大津市児童福祉負担金条例施行規則の一部を改正する規則

大津市児童福祉負担金条例施行規則（平成12年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「災害等により著しい損害を受け、又はこれらの者の死亡、長期の入院、事業の休廃止、失業等」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

災害等により著しい損害を受けたとき。

死亡、長期の入院、事業の休廃止又は失業により所得が減少したとき。

婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで父又は母となり、かつ、現に婚姻をしていないとき。

**附 則**

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第7条の規定は、平成26年度以後の分として徴収すべき負担金の減免について適用し、平成25年度までの年度の分として徴収する負担金の減免については、なお従前の例による。

**告 示**

**大津市告示第22号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年2月3日から同月14日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月3日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道北6029号線	大津市和邇中字村ノ内41番地先から 大津市和邇中字村ノ内41番地先まで	変更前	最小 3.5～最大 4.8	29.0
		変更後	最小 3.5～最大 6.0	29.0
市道中0140号線	大津市日吉台二丁目 8 番 3 地先から 大津市日吉台二丁目 8 番 2 地先まで	変更前	最小 6.3～最大16.4	12.5
		変更後	6.3	12.5
市道中1912号線	大津市皇子が丘一丁目字南川642番10地先から 大津市皇子が丘一丁目字南川646番3地先まで	変更前	最小 2.2～最大 3.4	16.0
		変更後	最小 2.8～最大 4.0	16.0

(平成26年2月3日掲示済)

-----  
**大津市告示第23号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成26年2月3日から同月14日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月3日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道北6029号線	大津市和邇中字村ノ内41番地先から 大津市和邇中字村ノ内41番地先まで	平成26年 2 月 3 日
市道中1912号線	大津市皇子が丘一丁目字南川642番10地先から 大津市皇子が丘一丁目字南川646番 3 地先まで	平成26年 2 月 3 日
市道東4523号線	大津市一里山四丁目字新朝倉1988番 6 地先から 大津市一里山四丁目字新朝倉1988番 8 地先まで	平成26年 2 月 3 日

(平成26年 2 月 3 日 掲 示 済)

-----

**大津市告示第30号**

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 2 月17日

大津市長 越 直 美

市印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市	1	総務課長	方 7 ミリメートル	国民健康保険被保険者証

-----

**大津市告示第31号**

地縁による団体に係る告示事項の変更の届出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、次の通り告示する。

平成26年 2 月17日

大津市長 越 直 美

地縁による団体の名称	変 更 事 項	変 更 年 月 日
比良麓の会	代表者の氏名及び住所 氏名 加倉 大輔 住所 大津市北比良985番地の88	平成25年 4 月 1 日
境川町自治会	主たる事務所の所在地 大津市中央三丁目 4 番29号 代表者の氏名及び住所 氏名 中西 征行 住所 大津市中央三丁目 4 番29号	平成25年 4 月14日

-----

**大津市告示第32号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成26年 2 月17日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	申 請 者	指定の種 別	指定年月日
瀬田三愛小児科	大津市大萱一丁目15番19号松田ビル	医療法人蔦初会	医科	平成25年 10月 1 日

あさひ薬局大津店	大津市真野五丁目1番30号	株式会社ファーマみらい	調剤	平成25年 11月1日
漢方舎アルカ薬局	大津市本堅田六丁目35番26号	株式会社アルカ	調剤	平成25年 11月1日
わかば薬局雄琴店	大津市雄琴六丁目12番11号	株式会社ファーマみらい	調剤	平成25年 11月1日
たきもとクリニック	大津市春日町2番1号COCO LAS大津204	滝本 善仁	医科	平成25年 12月1日
クロス調剤薬局	大津市春日町2番1号COCO LAS大津103	株式会社クロスメディッ ク	調剤	平成25年 12月2日
膳所うめおか歯科医院	大津市馬場二丁目6番15号T & T第3ビル2号1F	梅岡 秀臣	歯科	平成25年 12月2日

## 2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	届 出 者	指定の 種 別	廃止年月日
瀬田三愛小児科	大津市大萱一丁目15番19号松 田ビル	吉林 宗夫	医科	平成25年 9月30日
あさひ薬局大津店	大津市真野五丁目1番30号	ファーマスクエア株式会 社	調剤	平成25年 10月31日
わかば薬局雄琴店	大津市雄琴六丁目12番11号	ファーマスクエア株式会 社	調剤	平成25年 10月31日

## 大津市告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定  
障害福祉サービス事業者として、次のものを指定した。

平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の 所在地	設置者の名称	主たる事務所 の所在地	障 害 福 祉 サービスの種類	指 定 年月日	事業所番号
WAQUA	大津市瀬田五丁 目16番1号	株式会社クオリ ード	大津市瀬田五丁 目16番1号	就労継続支援A 型	平成26年 2月1日	2510101252

## 大津市告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の 所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	サービ スの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
リハビリデイ大 津	大津市唐橋町7 番44号	株式会社リハビリデ イ大津 代表取締役 門脇 敦	大津市唐橋町7 番44号	通所介護	平成26年 2月1日	2570103867
ソフトケア大津 本店	大津市浜大津二 丁目2番3号	株式会社EXIM 代表取締役 青山 弘樹	大津市北大路三 丁目1番14号	訪問介護	平成26年 2月1日	2570103875

## 大津市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
アクティバ琵琶 居宅介護支援センター	大津市雄琴六丁目11番8号	株式会社ユニマット そよ風 代表取締役 平家伸吾	東京都港区南青山二丁目12番14号ユニマット青山ビル	居宅介護支援	平成26年2月1日	2570103354

大津市告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。  
平成26年2月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
リハビリデイ 大津	大津市唐橋町7番44号	株式会社リハビリデイ大津 代表取締役 門脇敦	大津市唐橋町7番44号	介護予防通所介護	平成26年2月1日	2570103867
ソフトケア大 津本店	大津市浜大津二丁目2番3号	株式会社E X I M 代表取締役 青山弘樹	大津市北大路三丁目1番14号	介護予防訪問介護	平成26年2月1日	2570103875

公 告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

平成26年1月31日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

（平成26年1月31日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成26年2月7日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町1488番地 宇野 聡宏	開発区域 大津市関津五丁目字端田749番5の一部 開発行為に関する工事の区域 大津市関津四丁目字端田749番2及び752番2の一部 並びに関津五丁目字端田	開発区域 376.51㎡ 開発行為に関する工事の区域 61.84㎡	平成26年1月29日	第1161号

	749 番 4 の一部並びに上記 地先大津市道及び大津市普 通河川等			
--	------------------------------------------	--	--	--

(平成26年2月7日揭示済)

### 企 業 局 管 理 規 程

#### 大津市企業局管理規程第 1 号

大津市水道事業給水条例施行規程（昭和33年公営企業部管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月17日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 1 章中第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（給水装置の使用の届出）

**第 3 条の 2** 条例第 6 条第 2 号の規定による届出は、所定の届出書により行わなければならない。ただし、公営企業管理者が必要と認める場合に限り、所定の届出書によらず、口頭で行うことができる。

第28条中「及びメーター使用料」を削る。

様式第 1 号及び様式第 2 号中「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成26年 3 月 1 日から施行する。

#### 大津市企業局管理規程第 2 号

大津市ガス供給規程（昭和52年企業局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月17日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 4 条第 1 項を次のように改める。

条例第 3 条の 2 の規定による申込み（以下「申込み」という。）をしようとする者は、所定の申込書により本市に申し込まなければならない。ただし、一般契約（条例第 3 条の 3 第 2 項に規定する一般契約をいう。以下同じ。）については、公営企業管理者が必要と認める場合に限り、所定の申込書によらず、口頭で申込みを行うことができる。

第 4 条第 3 項中「又は空調夏期契約 2 種」を「（条例第 3 条の 3 第 4 項に規定する空調夏期契約 1 種をいう。以下同じ。）又は空調夏期契約 2 種（同条第 5 項に規定する空調夏期契約 2 種をいう。以下同じ。））」に改め、同条第 4 項中「、家庭用ガス温水床暖房契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約」を「（条例第 3 条の 3 第 6 項に規定する家庭用空調契約をいう。以下同じ。）、家庭用ガス温水床暖房契約（同条第 7 項に規定する家庭用ガス温水床暖房契約をいう。以下同じ。）又は家庭用コージェネレーションシステム契約（同条第 8 項に規定する家庭用コージェネレーションシステム契約をいう。以下同じ。））」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号中「一般契約以外の契約」を「小型空調契約（条例第 3 条の 3 第 3 項に規定する小型空調契約をいう。以下同じ。）、空調夏期契約 1 種、空調夏期契約 2 種、家庭用空調契約、家庭用ガス温水床暖房契約又は家庭用コージェネレーションシステム契約（以下これらを「一般契約以外の契約」と総称する。））」に改める。

第 8 条第 1 項中「公営企業管理者に」の次に「所定の通知書により」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、公営企業管理者が必要と認める場合に限り、所定の通知書によらず、口頭で通知することができる。

#### 附 則

この規程は、平成26年 3 月 1 日から施行する。

### 消 防 局 訓 令

#### 大津市消防局訓令第 2 号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する消防局規程（平成24年消防局訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月17日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第2条第1号中「特に重要なもの」を「重要なもの」に改め、同条第2号中「重要なもの」を「一般的なもの」に改め、同条第3号中「もの」の次に「（不当要求行為に該当するもの及び大津市議会議員が関与するものを除く。）」を加える。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**教 育 委 員 会 規 則**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年2月17日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

**大津市教育委員会規則第1号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成24年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「特に重要なもの」を「重要なもの」に改め、同条第2号中「重要なもの」を「一般的なもの」に改め、同条第3号中「もの」の次に「（不当要求行為に該当するもの及び大津市議会議員が関与するものを除く。）」を加える。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**監 査 委 員 規 程**

**大津市監査委員規程第1号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する監査委員規程（平成24年監査委員規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月17日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘  
同 重 森 昭 彦  
同 中 野 治 郎  
同 船 本 力

第2条第1号中「特に重要なもの」を「重要なもの」に改め、同条第2号中「重要なもの」を「一般的なもの」に改め、同条第3号中「もの」の次に「（不当要求行為に該当するもの及び大津市議会議員が関与するものを除く。）」を加える。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**選 挙 管 理 委 員 会 規 程**

**大津市選挙管理委員会規程第1号**

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する選挙管理委員会規程（平成24年選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年2月17日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第2条第1号中「特に重要なもの」を「重要なもの」に改め、同条第2号中「重要なもの」を「一般的なもの」に改め、同条第3号中「もの」の次に「（不当要求行為に該当するもの及び大津市議会議員が関与するものを除く。）」を加える。

**附 則**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。